

認定所得金額計算書

1. 収入基準額の確認

- ・世帯人数（同一生計の家族） _____ 人
- ・当てはまる世帯人数と収入基準額にチェックを入れる → **(A) 欄**

(A)	世帯人数	所得基準額
	2 人	282万円
	3 人	328万円
	4 人	355万円
	5 人	382万円
	6 人	402万円
	7 人	422万円
	8 人	442万円
※	人	万円

※世帯人数が8人を超える場合は1人増すごとに20万円を世帯人数8人の所得に加算し、人数と加算した所得基準額を記入する。

2. 所得金額

申込者の生計維持者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の所得金額を記入する。 → **(B) 欄**

(1) 給与所得等の場合

下表により年間総収入金額から所得金額を計算する。なお、年間総収入金額は、給与収入（源泉徴収票記載の支払金額）、失業給付、年金収入の合計額とする。

年間総収入金額（1万円未満切捨て）	所得金額（1万円未満切捨て）
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額－486万円

(2) 給与所得以外の所得の場合

確定申告書記載の所得額を所得金額とする。（1万円未満切捨て）

※確定申告書記載の所得額がマイナスである場合、所得金額は0円とする。

生計維持者① 氏名：	万円
生計維持者② 氏名：	万円
所得金額合計 (B)	万円

3. 特別控除額

- ・進学前に申請をする場合、本人の控除は、進学後の控除区分となります。
- ・該当する控除事項が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができます。
- ・障害のある人がいる世帯の場合については、障害者手帳等（障害者手帳の氏名、住所、級数がわかる部分をコピーして合わせて提出が必要です。

控 除 事 項	特 別 控 除 額
就学者のいる世帯 （児童・生徒・学生1人あたり） ※本人を含む ※予備校、各種学校、防衛大学校、 海上保安大学校、職業訓練校、 専修学校一般課程等は対象外	小 学 校 8 万 円
	中 学 校 1 6 万 円
	高 等 学 校 2 8 万 円
	高等専門学校 3 6 万 円
	大学・短大専修学校 5 9 万 円
母子・父子世帯	4 9 万 円
障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 8 6 万 円
特別控除額合計 (C)	万円

4. 所得基準の確認

(B) から (C) を引いた金額が (A) 以下であれば基準を満たします。

(A) :	万円	>	(B) - (C) :	万円
-------	----	---	-------------	----